

お客様各位

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別なご高配を賜り、まことに有難く厚く御礼申し上げます。

本年も、より一層のご支援を賜りますよう、所長職員一同誠心誠意で努めてまいります。

※このメールに返信すると連絡がとれますので、御用の際は、お気軽にお申し付けください。



須黒会計インフォメーション

平成23年1月号



I | N | D | E | X |

- 1. 【経営情報】 [経営に役立つ財務分析～貸借対照表について～](#)
- 2. 【会計税務】 [年金二重課税問題、税務上の取扱いの変更](#)
- 3. 【ヒント・ヒント】 [現場の声](#)
- 4. 【税務メモ】 [1月の税務メモ](#)
- 5. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)



- 1. 【経営情報】 [経営に役立つ財務分析～貸借対照表について～](#)



「貸借対照表について」

貸借対照表（バランスシート・B/S）

資産	負債
	純資産

上記の図が一般的な貸借対照表です。「資産」「負債」「純資産」の3つから成り立っています。
貸借対照表といえば簡単に言いますと、会社のその時点の状態を表しています。
状態を表すのですから、人の体で言うと健康診断での良し悪しを表しているのと同じだと思っていただ
いてよいと思います。

それでは、一体どういう状態が良いでしょうか。

資産というと現金や在庫そして土地などがイメージされると思いますが、誰もが資産を多く持っていて
借金が少なければ良いと思うはずですが。

実際その通りですよ。

これが貸借対照表で見るということになるとどうでしょうか。

それが良い状態なのか悪い状態なのかがわからなくなってしまうという方がいらっしゃいます。

でも、貸借対照表の良い状態とは健康状態が良い状態。

ですから、今まで貸借対照表が苦手だなと思われる方も、簡単に考えてみてください。

貸借対照表から会社を良くしていくための方法が見つけれられるのですから。

ここで1つ質問です。

資産が多くて借金が少ない状態が良い。

これは決して間違いではありません。

では資産が多く一度も使用していないものがあつたらどうでしょう。

最近耳にするメタボリックを想像してみてください。

メタボリックが多いということは無駄な贅肉が多いということ。

この贅肉を落とすと体はスリムになります。

スリムになるということは健康な状態ですから、これが会社にも共通するのです。

資産が多いだけでも駄目なのですから、その状態も貸借対照表の数字を使えば判明するのですね。

多くの会社では銀行や他人からの「借金」があると思います。

これは始めから会社のお金ではないのでこちらは「他人資本」ともいわれますが、これが「負債」とな
ります。

それから会社を始める時に、運転資金として株主より「資本金」が投入されています。

これは初めから会社のお金となるので「自己資本」ともいわれ、「純資産」となります。

それではこの二つの違いは何か。

まず、「借金」はというと必ず返済しなければなりません。

そして「資本金」の方は返済する必要がありません。

ですから、先程の上図の右側の「負債」と「純資産」といわれる部分の違いが、この性格の違いという
ことなのです。

返済しなければならない金額と返済しなくても良い金額のどちらが多ければよいかといえば、それは返済しなくても良い金額が多ければ良いですね。

これが良く耳にする自己資本比率などにかかわってくるのですね。

ちなみに純資産には会社が出している利益も蓄えられています。

逆に利益がマイナスの場合は蓄えからどんどん減っていきます。

利益がどんどん蓄えられるということはどういうことでしょうか。

それは人間で言うと体力がどんどんついていくという状態なのです。

この体力があるということは利益が出ていることです。簡単にいえば儲かっているということです。からお金が増えている状態ですね。

この状態にするためにはどうしたらよいかのヒントが隠れているのが「貸借対照表」でもあるのです。

今回は貸借対照表とも密接なつながりのある「損益計算書」を見ていきます。



2. 【会計税務】年金二重課税問題、税務上の取扱いの変更



「年金二重課税問題、税務上の取扱いの変更」

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とはならないとする最高裁の判決がありました。その結果、このような年金に係る税務上の取扱いが改められました。

1 最高裁判所の判決概要

相続により取得したものとみなされる生命保険契約の保険金で年金の形式により支給を受けるものは、相続税の相続財産となります。その年金の受給の際に所得税が課されるのは相続税の相続財産を非課税とする所得税法の規定に違反するとして争われた事件です。最高裁判所は、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税は非課税となると判示しました。

また、被相続人の死亡日を支給日とする第一回目の年金は、その年金の支給額の全額が相続税の課税対象となった部分と一致して、所得税は非課税となりました。

2 対象となる方

具体的には、次のいずれかに該当する方で保険契約等に係る保険料等の負担をしていない方です。

1. 死亡保険金を年金形式で受給している方。
2. 学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給している方。
3. 個人年金保険契約に基づく年金を受給している方。

なお、相続税法第24条の適用対象となっていない保険年金は、今回の取扱いの変更対象とはなっ

ていません。

3 対象とはならない

国民年金、厚生年金等の公的年金等は、今回の取扱いの変更対象となりません。

4 溯って所得税の還付が

今回は、平成17年分以降の所得税について還付を受けることができます。確定申告している年分は、「更正の請求」、確定申告していない年分は「確定申告（還付申告）」となります。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

3. 【ヒント・ヒント】 **現場の声**

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

「現場の声」

「たった三行で会社は変わる」（ダイヤモンド社）の著者藤田東久氏は、社員一人ひとりが毎日提案や意見を三行に書きトップあてに報告し、トップはそれを読んで何らかのアクションをとる。これら実践で会社はうまくいくということを提唱しています。トップは思慮深くあるより、意思決定とスピードの方がよほど大切に、小さな、それでいて重要な変化を見逃してしまうよりは、朝令暮改の方が重要だ。トップが、朝令暮改しても何の恥にもならない。朝令の結果をきちんと見極めて、それが適切でない悟ったから改めるのである。そして、「間違いだった」と謝ってはいけない。「状況が変わった」と言えばすむ、と。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

4. 【税務メモ】 **1月の税務メモ**

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

- | | |
|-----|---|
| 国税 | <input type="checkbox"/> 12月分源泉所得税の納付（特例適用者は7～12月の半年分）（1月11日） |
| | <input type="checkbox"/> 11月決算法人の確定申告（1月31日） |
| | <input type="checkbox"/> 23年5月決算法人の中間（予定）申告（1月31日） |
| | <input type="checkbox"/> 法定調書の作成提出（1月31日） |
| | <input type="checkbox"/> 源泉徴収票の受給者への交付（1月31日） |
| 地方税 | <input type="checkbox"/> 22年11月決算法人の確定申告（1月31日） |
| | <input type="checkbox"/> 23年5月決算法人の中間（予定）申告（1月31日） |
| | <input type="checkbox"/> 12月分個人住民税特別徴収分の納付（1月11日） |
| | <input type="checkbox"/> 給与支払報告書の提出（1月31日） |
| | <input type="checkbox"/> 償却資産（固定資産税）の申告（1月31日） |

- 個人住民税の第4期分納付（地方条例による）
- ※法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。



5. 【お役立ち情報】**経営体力診断のご提案**



以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2. マネージメント・パワー（社長ご自身の経営行動診断）

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢（思考と行動）の現状診断を行います。

※このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

※このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、

須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。



須黒税務会計事務所

株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アビタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : suguro-kaikei@sweet.ocn.ne.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

